

答 申 第 1 9 号

平成 2 0 年 8 月 2 2 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 井 坂 正 宏

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 1 月 18 日付け H19 総総文第 1593 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

- 諮問第 25 号 「 1 平成 15 年度から平成 18 年度までの仙台市消防局消防司令補
の消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の結果表に係る全項目
2 平成 19 年度の仙台市消防局消防司令補 の消防吏員昇任試験
（消防司令の部 部）第 1 次試験の結果表に係る全項目」
の個人情報非開示決定処分に対する審査請求

答 申

(諮問第 25 号)

1 審議会の結論

仙台市消防長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定は妥当ではなく、本件審査請求に係る個人情報を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「平成 15 年度から平成 18 年度までの仙台市消防局消防司令補 〃 の消防吏員昇任試験（消防司令の部 〃）の結果表に係る全項目」及び「平成 19 年度の仙台市消防局消防司令補 〃 の消防吏員昇任試験（消防司令の部 〃）第一次試験の結果表に係る全項目」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 20 年 1 月 4 日付けで非開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の主な理由は、次のとおりである。

昇任試験の成績を本人に開示することは、当該試験が公明かつ適正に実施されているのであれば、いかなる他者の権利利益を侵害するものではなく、また、仙台市の人事に関する行政運営に支障を及ぼすおそれがあるものとも言えない。

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報の開示により、本市の機関の行う事務又は事業の適正な遂行等にいかなる支障を及ぼすおそれがあるのかについて具体的説明を行わず、単に「昇任試験の結果（成績）は、昇任昇格、人事異動などの人事管理上における重要な情報である」、「吏員昇任試験の結果には、勤務成績の評定の結果を点数化した加点が含まれている」旨を認定し、これに基づいて条例第 17 条第 6 号の該当性を認め、非開示処分を正当化している。これでは、開示請求に係る個人情報を開示することにより、いかなる支障が生じるのかを推知することは不可能であり、このような主張の基礎を欠いた理由付記では弁明としてあまりに不十分であると言わざるを得ない。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書、再弁明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

消防司令昇任試験における勤務評定の点数（以下「勤務評定点数」という。）は、前年度に実施された勤務評定要領（昭和 60 年 2 月 23 日消防局長決裁）に基づく勤務評定の評定結果（以下「勤務評定結果」という。）を点数に変換したものであり、勤務評定点数の開示は、前年度の勤務評定結果が開示されることと同様である。勤務評定結果が被評定者に開示されることとなると、被評定者の認識と評定者の認識に不一致があった場合、特に被評定者の認識より実際の勤務評定結果が低い場合には、評定者への反感や勤務意欲の減退を招くおそれがあり、評定者と被評定者との間に対立関係を生じさせる可能性を否定できない。また、評定者はこうした誤解や摩擦が生ずることを避けるため、被評定者に不利な評定を避けるようになり、当たり障りのない勤務評定結果に陥る可能性を否定できず、結果として、本来ありのままを正確に評定しなければならない勤務評定が形骸化

し、人事管理上信頼できる資料が作成されなくなるおそれがある。

受験番号、氏名、年齢及び所属の記載並びに経歴評定、体力評定及び筆記試験の点数は、それ自体は、非開示事由に該当しない個人情報であるが、本件開示請求に係る公文書である昇任試験の結果表は、既に仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)による公文書開示請求において、順位の欄を開示していることから、これらの情報を開示すると、先に開示した順位の欄の情報と照合することにより請求人の順位が明らかとなり、ひいては請求人の勤務評定点数が明らかとなる。

論文試験及び面接試験については、勤務評定の場合と同様に、職員が職員を評定するものであり、論文試験及び面接試験の点数を開示すると、同様の支障が生じるおそれがあり、このような支障が生じることにより、昇任試験結果の信頼性を根底から失わせるおそれがある。

昇任試験の結果が本人に対して開示されることとなると、複数の受験者が自己の試験結果の開示を受け、これらの情報を持ち寄って組み合わせる可能性がある。実施機関においては、合格者の氏名・受験番号を職員に公表していることから、開示を受けた受験者同士が情報を持ち寄ることにより、これらの者とは別の受験者の順位等の個人情報が明らかになるおそれがあり、他者の権利利益を侵害するおそれもある。

5 審議会の判断

消防吏員昇任試験について

人事委員会を置く地方公共団体の職員の採用及び昇任は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第3項の規定により競争試験によるものとされ、職員の競争試験に関する事務は、同法第8条第1項第6号の規定により人事委員会が処理するものとされている。仙台市においては、職員の任用に関する規則(昭和62年仙台市人事委員会規則第1号)第5条第2項において、消防吏員に係る昇任試験の種類として消防司令昇任試験、消防司令補昇任試験及び消防士長昇任試験を定めており、これらの昇任試験の実施については、職員の任用に関する人事委員会の権限の一部の委任に関する規則(昭和62年仙台市人事委員会規則第12号)第2条により、人事委員会から消防長に権限が委任されている。消防吏員の昇任試験は、受験者の年齢に応じ、部と部に区分されるが、本件審査請求は、消防吏員昇任試験のうち消防司令昇任試験 部に関するものである。

本件対象個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)は、平成15年度から平成18年度までの消防司令昇任試験 部の第一次試験・第二次試験及び平成19年度の消防司令昇任試験 部の第一次試験の試験結果表に記載されている、請求人の個人情報である。試験結果表は、順位、受験番号、氏名、所属、年齢、第一次試験・第二次試験の各項目(経歴評定、勤務評定、体力評定、論文試験、筆記試験及び面接試験(平成18年度以前は口述と表記))の点数、第一次試験の合計点及び最終合計点が記載されている。また、論文試験及び面接試験については、評定者の役職名並びに評定者ごとの配点及び採点結果が記載されている。

条例第17条第6号の該当性について

条例第17条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とすることができる旨定めている。

また、条例第17条第6号は、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれの例示として、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定めている。

消防司令昇任試験 部の試験結果は、実施機関が行う消防司令昇任試験 部に関する情報である

から、本件対象個人情報に本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、条例第 17 条第 6 号ホの人事管理に係る事務に関するものであることは明らかである。

したがって、本件対象個人情報を非開示とできるのは、当該個人情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限られることから、以下これを検討する。

勤務評定点数等について

ア 仙台市消防吏員昇任試験実施要綱（平成 19 年 7 月 31 日消防局長決裁）によれば、消防吏員昇任試験に係る勤務評定は、前年度の勤務成績内申書により行うこととされており、勤務成績内申書は、勤務評定結果をもとに作成される。勤務評定点数は、25 点から 250 点までの 7 段階で点数が付けられ、勤務評定結果も、S、A、B+、B、B-、C、D の 7 段階評価であることから、勤務評定点数が開示されれば、勤務評定結果も明らかとなるものである。実施機関も、上記 4 のとおり、勤務評定点数の開示により勤務評定結果が明らかとなることについて様々な支障が生じるおそれがあることから、勤務評定点数は、条例第 17 条第 6 号に該当すると主張している。

イ ところで、当審議会は、勤務評定結果に関し実施機関が行った個人情報の一部開示決定に係る審査請求についても諮問を受け、平成 20 年 8 月 22 日付け答申第 18 号にて答申を行ったところである。この答申第 18 号において、当審議会は、「実施機関の現行の勤務評定においても、上司が勤務評定を活用した説明・指導や日常業務を通じた適正な指導・助言を通じ、部下との信頼関係を確立し、職員の能力開発や公務能率の向上を図ることが予定されているものであって、上司がこのような点に努めていれば、実施機関が主張するような支障は十分に回避できるものであり、仮に支障が生じたとしても、その支障は日常業務を通じて適切に解決するよう求められているものと言えることから、評定結果を開示したとしても、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。」と判断した。

ウ 本件について、実施機関が勤務評定点数の開示により支障が生ずるおそれがあると主張する理由は、勤務評定点数の開示の結果として勤務評定結果が明らかになることによるものであり、勤務評定点数の開示により生じるおそれがある支障の内容として、実施機関が述べているものも答申第 18 号に係る実施機関の主張と同一である。この点に関し、当審議会の勤務評定結果の開示の適否に関する判断は、答申第 18 号において述べたとおりであって、本件においても当該判断を変更すべき特段の事情は見受けられないことから、勤務評定点数を開示し、その結果として勤務評定結果が明らかになったとしても、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。よって、勤務評定点数は、条例第 17 条第 6 号に該当せず開示すべき情報である。

エ また、順位、受験番号、氏名、所属、年齢、経歴評定点数、体力評定点数、筆記試験点数、一次試験の合計点及び最終合計点は、本人が了済みの事項又は客観的基準により採点した点数であり、それ自体は、非開示事由に該当しない個人情報であると実施機関も認めることである。これらの情報を実施機関が非開示としたのは、開示により勤務評定点数が明らかになることを前提としているものであるから、上記ウで述べたとおり勤務評定点数について非開示事由が認められない以上、これらの情報についても非開示とすべき特段の事情は認められず、開示することが妥当である。

論文試験及び面接試験に係る点数及び評定者の役職名について

ア 実施機関は、論文試験及び面接試験も勤務評定と同様に、評定に主観的要素が伴うものであることから、論文試験及び面接試験の点数及び評定者の役職名を開示することとなると、論文

試験及び面接試験の評定者への反発や勤務意欲の減退を招くおそれがあり、評定者と被評定者との間に不必要な対立関係が生じたり、誤解や摩擦を避けるために評定者が当たり障りのない評定に陥る結果、評定が形骸化するおそれがあると主張する。

イ しかしながら、論文試験及び面接試験は、年間の勤務成績について総合的に評価される勤務評定とは異なり、一編の論文又は短時間の面接の結果に基づき評定するに過ぎないものである。また、仙台市消防吏員昇任試験実施要綱によれば、論文試験及び面接試験の評定者は、消防吏員昇任試験委員会の委員から選ばれ、委員は消防局内の次長、部長、課長の職にあるもののうちから任命するものとされており、勤務評定のように直属の上司が評定者となるものでもない。したがって、論文試験や面接試験の評定が主観的要素を含むものであるとはいっても、日常業務においてあまり接触する機会のない職員により評定されることを考慮すれば、単発的な試験の出来・不出来のみを理由として、評定者に対する直接的な批判や反発を招き、不必要な対立関係が生じたり、これを避けようとして評定が形骸化するとは考えにくいものである。

ウ また、昇任試験も人事管理制度の一部であり、実施機関においても仙台市消防吏員昇任試験実施要綱に基づき、試験の公正の確保と透明性を図るため、消防局内に消防局長を委員長とした消防吏員昇任試験委員会を設置するなどの措置を講じていることから、公平性・透明性が高く、的確な評価が行われることが予定されているものである。そうすると昇任試験についても、勤務評定に係る答申第 18 号の判断と同様に、仮に実施機関が主張する支障が生じたとしても昇任試験制度の中で適切に解決されることが予定されているものと言える。

エ よって、論文試験及び面接試験の点数及び評定者の役職名が開示されたとしても、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められないから、これらの情報は、条例第 17 条第 6 号に該当せず、開示すべき情報である。

実施機関のその他の主張について

実施機関は、複数の受験者が自己の試験結果の開示を受け、お互いに情報を持ち寄り、さらに合格者名簿など既に公表されている情報と組み合わせることによって、他の受験者の試験結果が明らかになると主張する。しかしながら、複数の受験者が申し合わせて開示請求を行い、その情報を持ち寄ったうえで、他の受験者の試験結果を推測したとしても、判明するのは当該他の受験者の順位程度の情報に過ぎない。昇任試験の結果は、一般に他人、とりわけ同僚職員には知られたくないと思われ個人情報であると考えられるところ、自己の試験結果を互いに明らかにしてまで、他の受験者の順位を推測する目的で、実施機関が主張するような複数受験者による探索的開示請求が行われる可能性は極めて低いと考えられる。よって、本件対象個人情報の開示により、他の受験者の試験結果が明らかになるとの実施機関の主張は、採用できない。

結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮問第 25 号)

年 月 日	内 容
平成 20. 1 .18	・ 諮問を受けた
20. 2 . 4	・ 実施機関（消防局総務部総務課）から弁明書を受理した
20. 2 .22	・ 審査請求人から反論書を受理した
20. 3 .10	・ 実施機関から再弁明書を受理した
20. 3 .27 （平成 19 年度第 10 回 個人情報保護審議会）	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 審査請求人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
20. 5 .22 （平成 20 年度第 2 回 個人情報保護審議会）	・ 諮問の審議を行った
20. 6 .26 （平成 20 年度第 3 回 個人情報保護審議会）	・ 諮問の審議を行った
20. 7 .23 （平成 20 年度第 4 回 個人情報保護審議会）	・ 諮問の審議を行った